

令和7年度 空き家対策講座 in 洗馬

相続登記を学ぼう

11月8日（土）会場 洗馬支所大会議室

講師 上條司法書士事務所 上條 孝幸 様
参加費 無料

第1部 午前10時～11時 講座（予約不要）

相続登記の義務化って？～どのような手続きをとればいいのか？～

第2部 午前11時～12時 相続登記個別相談会（要予約）

え？
義務化！？
何が必要？
いつまでに必要？
ペナルティーが
あるの？

いざとなったら困る…
実はもう困っている…

※詳細は裏面を
ご覧ください

御存じですか？

義務化

令和6年
4月1日
から

相続登記が

されました

登記申請は
お早めに！

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>

東京法務局ホームページより引用 東京法務局

Q: 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

A: 相続人は不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記することが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

東京法務局ホームページより引用

第1部 午前10時～11時 講座 (予約不要)

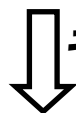
相続登記の義務化って？

～どのような手続きをとればいいのか？～

申し込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。

第2部 午前11時～12時 相続登記個別相談会 (要予約)

1組15分以内



予約票を10/31(金)までに下記へご提出ください

申込状況により抽選、時間調整等行う場合があります

相続登記個別相談会 相談予約票

※電話・メール・FAX可

氏 名	
住 所	
連 絡 先	
相談したい内容	

問合せ先/申込み先 洗馬公民館

〒399-6462 塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬支所内

電話(直通) 0263-52-0053 FAX 0263-53-4682

Mail seba@city.shiojiri.lg.jp